藤沢市市税条例の一部改正について 藤沢市市税条例の一部を次のように改正する。 2015年(平成27年)9月1日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市市税条例の一部を改正する条例

藤沢市市税条例(平成10年藤沢市条例第16号)の一部を次のように改正する。 第23条の2の見出し中「第15条」の次に「及び第15条の8」を加え、同条 中第7項を第11項とし、第6項を第10項とし、第5項の次に次の4項を加える。

- 6 法附則第15条第18項の条例で定める割合は、5分の3とする。
- 7 法附則第15条第30項の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 8 法附則第15条第31項の条例で定める割合は,2分の1とする。
- 9 法附則第15条第36項の条例で定める割合は、3分の2とする。 第23条の2に次の1項を加える。
- 12 法附則第15条の8第4項において読み替えて準用する法附則第15条の6 第2項の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則に次の1項を加える。

(平成28年度分の軽自動車税の税率の特例)

- 15 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第33条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車 第33条第2号イ中「3,900円」とあるのは「1,000円」と、同号ウ中

「6,900円」とあるのは「1,800円」と、同号エ中「10,800円」とあるのは「2,700円」と、同号オ中「3,800円」とあるのは「1,000円」と、同号カ中「5,000円」とあるのは「1,300円」とする。

- (2) 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。) 第33条第2号イ中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ウ中「6,900円」とあるのは「3,500円」と、同号エ中「10,800円」とあるのは「5,400円」と、同号オ中「3,800円」とあるのは「1,900円」と、同号カ中「5,000円」とあるのは「2,500円」とする。
- (3) 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限り,前号の規定の適用を受けるものを除く。) 第33条第2号イ中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ウ中「6,900円」とあるのは「5,200円」と、同号エ中「10,800円」とあるのは「8,100円」と、同号オ中「3,800円」とあるのは「2,900円」と、同号カ中「5,000円」とあるのは「3,800円」とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正規定は、 平成28年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、地方税法の一部が改正されたことに伴い、固定資産税等の課税標準等の特例割合を追加し、及び平成28年度分における軽自動車税の税率に特例を設けるため、所要の改正をする必要による。